

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	博物館施設使用料等の減免		
根拠法令及び条項	那覇市歴史博物館条例第8条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市歴史博物館条例第8条 那覇市歴史博物館条例施行規則第6条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成18年 3月31日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求のあった日の翌日から起算して14日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	H26年12月25日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	市民文化 部 文化財 課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

那覇市歴史博物館条例

(使用料の免除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部を免除することができる。

- (1) 本市内の小学校及び中学校の児童及び生徒並びにその引率者が学校行事等として観覧する場合。
 - (2) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）第2条に規定する給与を受けている者の保護する児童及び生徒が観覧する場合）
 - (3) 特別支援学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特別支援学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条の特別支援学級をいう。）の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合
 - (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条の児童福祉施設（保育所及び児童厚生施設を除く。）に入所し、又は通っている者及びその引率者が観覧する場合
 - (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合
 - (6) 知的障害者（児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により知的障害者と認定された者をいう。）及びその引率者が観覧する場合
 - (7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3の老人福祉施設に入所している者及びその引率者が観覧する場合
 - (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
 - (2) 他の地方公共団体が主催する行事に利用する場合
 - (3) その他市長が特別の理由があると認める場合

那覇市歴史博物館条例施行規則

(使用料の免除)

第6条 条例第8条第2項第1号及び第2号に規定する場合において、市長が免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合 全額
- (2) 他の地方公共団体が主催する行事に利用する場合 全額

2 条例第8条第2項第3号に規定する場合及びその場合に市長が使用料を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業上、特別の理由があると認める招待者等の観覧の場合 全額
- (2) 市長が認める観光用クーポン等で観覧する場合 使用料の5分の1の額
- (3) 本市に住所を有する65歳以上の者が常設展を個人で観覧する場合
使用料の2分の1の額
- (4) その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額

3 使用料の免除を受けようとする者は、市長が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 利用の期日又は期間
- (3) 免除の理由及び免除申請額
- (4) その他市長が必要と認める事項

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その適否を審査し、免除を適当と認めるときは、免除承認書を交付するものとする。